家庭におけるスマートフォン等の使い方の約束

多良木高校ＰＴＡ

多くの子どもたちが、スマートフォン等を日常的に使っています。子どもたちが情報モラルを守り、節度ある使い方をしてくれることを信じ、私たち保護者の責任で購入し、使用料を負担しています。しかし、スマートフォン等の使用に関しては様々な問題があり、子どもたちがトラブルに巻き込まれる事例も起こっています。そこで、多良木高校ＰＴＡとして、家庭におけるスマートフォン等の使い方に関して、下記のとおり共通の約束を設けたいと思います。

各家庭におかれましては、趣旨を御理解のうえ、御協力をお願いします。

１　子どもには午後１０時から午前６時までは使用させず、保護者の目の届くところに置く（充電を含む）。

＊この項目は人吉・球磨郡内の県立学校６校共通の取り決めです。

２　契約、解約をはじめスマートフォン等の所持や使用に関しての責任を保護者は強く自覚する。

３　スマートフォン等を契約する場合は、使用者を子どもの名義とし、保護者の責任でフィルタリングをかけるようにする。

＊使用者が青少年の場合、購入時にフィルタリングを必ずかけることが法律、条例で定められています。

４　家族間でパスワードを共有のものとする。

５　食事中や家族との会話の時には使用させない。

６　１ヶ月の使用料は保護者と子どもで毎月確認する。

７　保護者も年に１回はスマートフォン等の使用に係るマナー、モラル等についての講演会、講習会等に参加する。

８　（　　）

＊　この項目は各家庭で独自のものを作ってください。